

群馬県新型コロナウイルス等対策行動計画

平成25年12月

(令和7年3月全面改定)

目次

はじめに.....	4
1 計画策定の趣旨.....	4
2 計画の位置づけ.....	5
3 計画期間.....	5
4 計画の進行管理.....	6
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と県行動計画.....	7
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等.....	7
第1節 感染症危機を取り巻く状況.....	7
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定.....	8
第3節 政府の感染症危機管理の体制.....	10
第2章 県行動計画の作成と感染症危機対応.....	11
第1節 県行動計画の作成.....	11
第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験.....	12
第3節 県行動計画改定目的.....	13
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....	14
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等.....	14
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	14
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	16
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ.....	19
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	22
第5節 対策推進のための役割分担.....	26
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点.....	30
第1節 県行動計画における対策項目等.....	30
第3章 県行動計画の実効性を確保するための取組等.....	34
第1節 国立健康危機管理研究機構（J I H S）の果たす役割.....	34
第2節 県行動計画等の実効性確保.....	37
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....	39
第1章 実施体制.....	39
基本理念と目標.....	39
第1節 準備期.....	39
第2節 初動期.....	45
第3節 対応期.....	47
第2章 情報収集・分析.....	52
基本理念と目標.....	52
第1節 準備期.....	52
第2節 初動期.....	54

第3節 対応期.....	56
第3章 サーベイランス.....	58
基本理念と目標.....	58
第1節 準備期.....	58
第2節 初動期.....	61
第3節 対応期.....	63
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	65
基本理念と目標.....	65
第1節 準備期.....	65
第2節 初動期.....	68
第3節 対応期.....	71
第5章 水際対策.....	75
基本理念と目標.....	75
第1節 準備期.....	75
第2節 初動期.....	77
第3節 対応期.....	79
第6章 まん延防止.....	80
基本理念と目標.....	80
第1節 準備期.....	80
第2節 初動期.....	82
第3節 対応期.....	83
第7章 ワクチン.....	92
基本理念と目標.....	92
第1節 準備期.....	92
第2節 初動期.....	95
第3節 対応期.....	97
第8章 医療.....	101
基本理念と目標.....	101
第1節 準備期.....	102
第2節 初動期.....	108
第3節 対応期.....	110
第9章 治療薬・治療法.....	116
基本理念と目標.....	116
第1節 準備期.....	116
第2節 初動期.....	118
第3節 対応期.....	121
第10章 検査.....	123
基本理念と目標.....	123

第1節 準備期.....	123
第2節 初動期.....	127
第3節 対応期.....	128
第11章 保健.....	130
基本理念と目標.....	130
第1節 準備期.....	131
第2節 初動期.....	137
第3節 対応期.....	140
第12章 物資.....	147
基本理念と目標.....	147
第1節 準備期.....	147
第2節 初動期.....	149
第3節 対応期.....	150
第13章 県民生活及び県内経済の安定の確保.....	152
基本理念と目標.....	152
第1節 準備期.....	152
第2節 初動期.....	155
第3節 対応期.....	156
資料編.....	162
新型インフルエンザ等対策有識者会議.....	162
会議設置日.....	162
群馬県新型インフルエンザ等対策有識者会議 委員（計画改定時）.....	162
群馬県新型インフルエンザ等対策有識者会議 オブザーバー.....	162
計画改定経過.....	163
指定地方公共機関.....	164
用語集.....	165

はじめに

1 計画策定の趣旨

2020（令和2）年1月に日本国内で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）¹（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認され、群馬県（以下「県」という。）内においても、同年3月に初の感染者が確認された。

この新型コロナの感染拡大により、県民の生命及び健康が脅かされ、全ての県民が様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。また、我が国で初めて新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）が発出されたほか、まん延防止等重点措置（特措法第2条第3項に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置をいう。以下同じ。）が講じられた。これらの県民への外出自粛要請や飲食店等への営業時間短縮要請は、県民生活及び社会経済活動に大きく影響を与えることとなった。

この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、県民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者等、全県また国を挙げての取組が進められてきた。

今般の新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）を踏まえた関連法の改正、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）の改定等が行われたことから、2013（平成25）年に策定した群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）について、新型コロナ対応で得られた3年余りに及ぶ経験や教訓を元に、全面的に改定することとした。

この県行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等²以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来する。今後は、県行動計画に基づき感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を確認しながら、迅速かつ着実に必要な対策を実施していくことで、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえつつ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものとする。

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対し、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

² 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

はじめに

2 計画の位置づけ

県行動計画は、特措法第7条の規定に基づき策定する都道府県行動計画とし、同法に基づき国が策定した政府行動計画の内容を踏まえたものである。

また、新・群馬県総合計画の医療分野の個別実施計画としての役割を有し、本県の感染症対策に関連する各種計画と整合性を図ったものである。

【表1 群馬県計画体系（一部抜粋）】

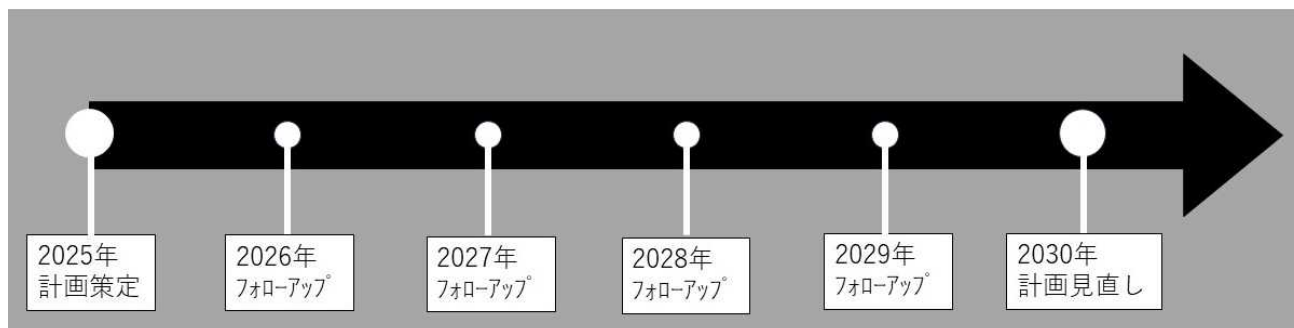
最上位計画	新・群馬県総合計画
分野別最上位計画（医療分野）	第9次群馬県保健医療計画
個別基本計画	群馬県がん対策推進計画
	第2期群馬県循環器病対策推進計画
	第3期群馬県国民健康保険運営方針
	群馬県依存症対策推進計画
個別実施計画	群馬県感染症予防計画
	群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画
	群馬県肝炎対策推進計画（第3次）
	群馬県結核予防計画（第3次）
	群馬県アレルギー疾患対策推進計画

3 計画期間

計画の期間は、2025(令和7)年度から2030(令和12)年度までの6年間とし、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、群馬県感染症予防計画（以下「県予防計画」という。）や群馬県保健医療計画（以下「県医療計画」という。）を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況、政府行動計画の改定状況等も踏まえ、見直しを行うとともに、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を行う。

ただし、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に県行動計画等を検証し、必要な見直しを行う。

【図1 計画見直しのスケジュール】

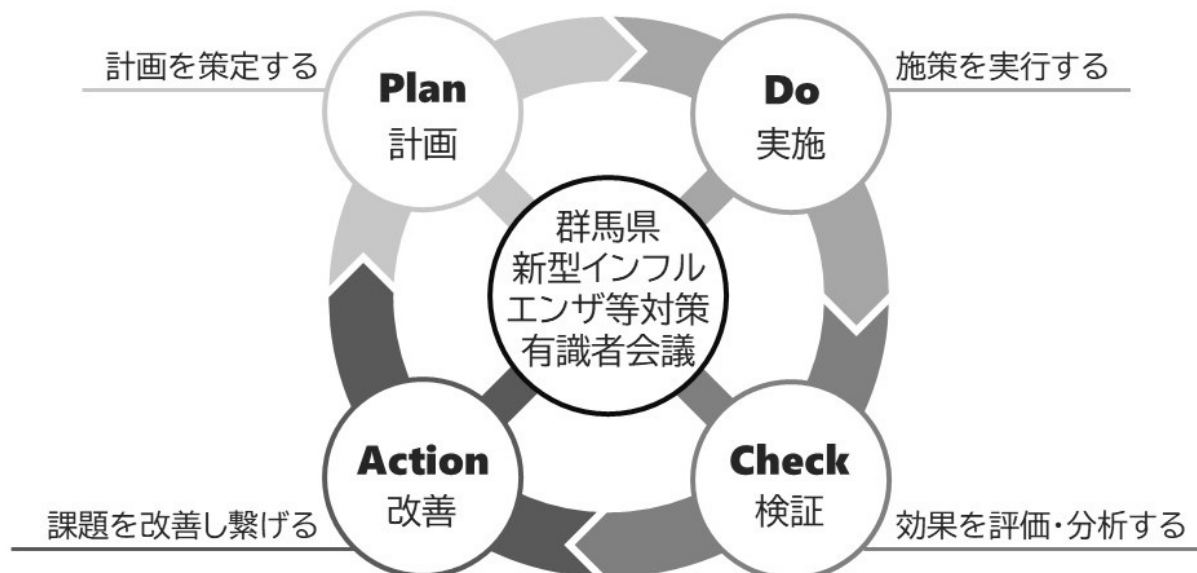


はじめに

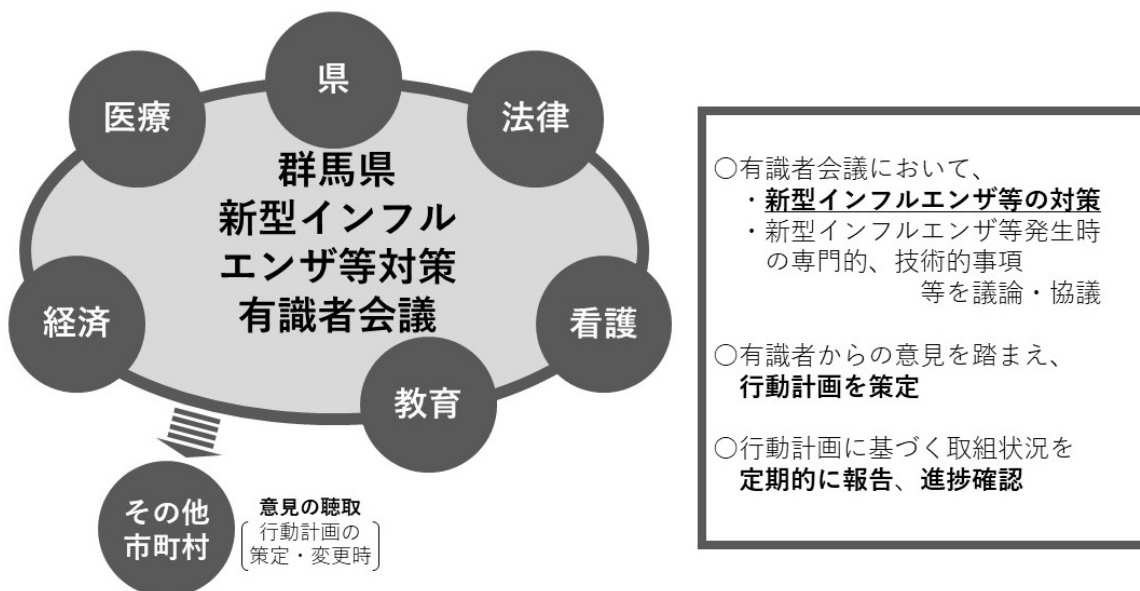
4 計画の進行管理

県行動計画に基づく取組の実施状況については、毎年「群馬県新型インフルエンザ等対策有識者会議」（以下「有識者会議」という。）に報告し、評価・検証を行い、PDCAサイクル³による改善を図っていく。

【図2 PDCAサイクルイメージ】



【図3 群馬県新型インフルエンザ等対策有識者会議 運営イメージ】



³ Plan（計画）→Do（実施）→Check（検証）→Action（改善）により業務管理を行い、継続的に事業や施策の改善を図る方法。